

## 345 中央大学記事（新学年の始業・入学試験及び編入試験・

補欠試験及び在學員試験・新学制（複講座制）・法科・

経済科の革新・商科・獨特の図書館・第二十八回卒業証

書授与式・学年試験問題）

〔『法学新報』第23卷8（267）号 大正2年9月1日〕

## ○中央大学記事

○新学年の始業 授業は例に依り来る十一日より開始すへし

○入学試験及び編入試験 大学本科及専門科への入学試験は来る二日、八日及び十五日の三回、各科二年級以上の編入試験も来る二日を始めとして八日、十五日の三回挙行する筈なり

○補欠試験及び在外員試験 事故に因り学年試験を受くる能はさりし者の為め行ふ補欠試験は本月十五日を以て挙行し又在外員の学年試験は例年の通来る十月中旬より挙行の筈なり

○新学制（複講座制） 先年泰西の制度に倣ひ同一の科目を二講師に担当せしめ同一講座を複置して学生の選択に任する方法を新設し試に其一部に施行せしか成績頗る良好なれば漸次之を拡張し新学年を以て全部完成するに至れり

(1) 昼間授業及夜間授業 複講座は各相異なる時間を以て授業せらるるか故に其完成と共に從来の昼間授業の外午後五時以後

に於ける夜間授業の組織も亦完成したれば学生の便宜に依り昼夜孰れにても随意修習することを得へし

(2) 複講座制の便益 講座複置の結果学生の便益多大なるは言を俟たず即ち憲法に於ては新に美濃部博士は一講座を開かれ上杉博士も亦一講座を担当して両両相対峙し刑法に於ても既に大場博士の講座あり泉二講師の講座あり近く帰朝せられたる牧野講師も亦一講座を担当せられ民法商法に於ても市村、富井、岡野、片山、村上、牧野、島田等諸講師の講座あり又仁井田、嘉山、横田、山内、松本、須賀等試験委員諸氏の講座あり学生は各自尊信する所の講師に師事し随意選択して修習することを得へし

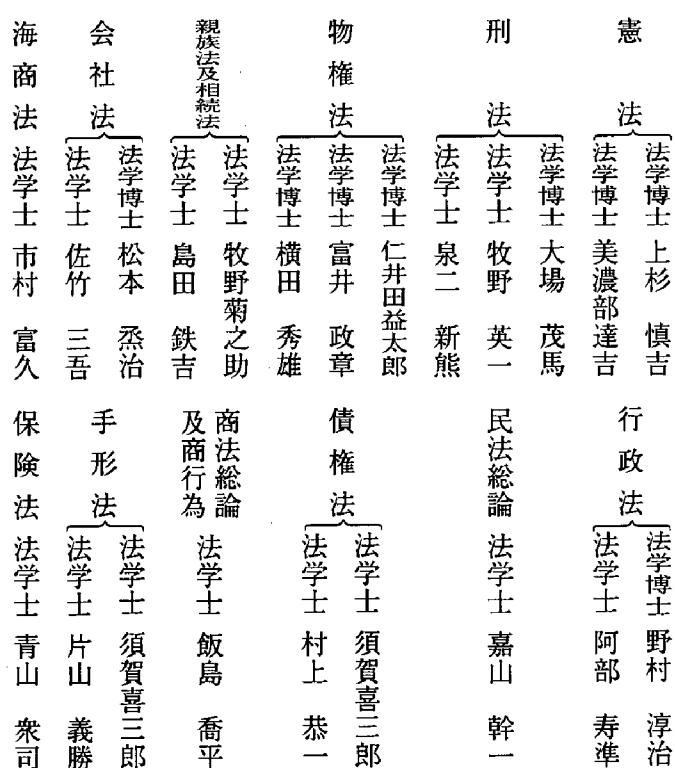
(3) 選択の自由 若し夫れ昼夜間の授業科目の如きは両者毫も異なる所なく二講座以上あるものは何れの講座に出席するも可なれば学年試験の際は其師事したる講師の試験を受くることを得へく即ち啻に昼夜間総ての授業科目に付き之を選択し得るのみならず或科目は昼夜或科目は夜間のものを選択するも亦自由なりとす

○法科 我国の法制を論するに當ては其母法たる獨國法の研究を閑却すべからざること言を俟たずと雖も由來實地應用の妙を極むるは英國法にして此長所を学得せしめんことを期するは實に我費創立の主旨たり爾來二十有八年其間業を卒へたる者既に六千に垂んとし各社会の諸方面に活動して知名の土指を屈するに違あらず我學風の如何に付ては世上自ら定評の存するあり今や各費孰れも英國法を教へさるものなし然れども我国法と之を

併課するか故に勢ひ少數の時間を以て最も學習に困難なる同法を授けざるを得ず從て其学科組織に付き熟慮を要すると同時に英國法に精通せる講師其人に待たざるへからず本学は多年の実験に鑑み幾多の改善を加へ新学年に於ては斯法の泰斗土方博士を始め伊藤、松村、二上の諸講師に嘱託し一定の教科書に依りて之か大要を授け其足らざる点は講義に補ひ尚ほ我国法と对照して論評せらるへし

獨國法は岡野博士を始め大場博士、「ドクトル」渡辺豊治及び「ドクトル」武田鬼十郎の諸講師之を担当して懇切に教授せらるへし

新学年に於ける学科担任講師左の如し



て実業家若くは計算人たらしむることを期し両者を割然區別するの制を探れり

刑事訴訟法	林 賴三郎 民事訴訟法	法学士 岩田 一郎
		法学士 前田直之助
		法学士 三淵 忠彦

破産法	法学士 山内確三郎
	法学博士 立作太郎
	法学博士 中村 進午

国際公法	法学博士 山田 三良
	法学博士 遠藤 源六
	法学士 杉 程次郎

経済学	法学博士 金井 延
	法学士 伊藤 悅治
	法学士 岡田 実麿

財政学	法学士 馬場 錠一
	法学博士 岡野敬次郎
	法学士 大場 茂馬

法学博士	法学士 二上 兵治 独逸法
	法学士 浅田 栄次
	法学博士 清水泰次郎

法学博士	法学士 松村真一郎
	法学士 岡田 実麿
	法学博士 岡野敬次郎

法学博士	法学士 大場 茂馬
	法学博士 渡辺 豊治
	法学博士 武田鬼十郎

法学博士	法学士 長島 毅
	法学博士 長島 毅
	法学博士 長島 毅

経済学	法学士 林 賴三郎 私法実習
	法学士 馬場 愿治
	法学士 馬場 愿治

政治学	法学士 杉 程次郎
	法学士 土方 寧
	法学士 土方 寧

農業政策	法学士 柳田 国男
	農業政策 法学士 柳田 国男
	農業政策 法学士 柳田 国男

信用並銀行論	法学士 高島佐一郎
	農業政策 法学士 高島佐一郎
	農業政策 法学士 高島佐一郎

殖民政策	法学士 田崎 義介
	殖民政策 法学士 田崎 義介
	殖民政策 法学士 田崎 義介

稻田周之助	法学士 桑田 熊蔵
	稻田周之助 法学士 桑田 熊蔵
	稻田周之助 法学士 桑田 熊蔵

政治学	法学士 柳田 周之助
	政治学 法学士 柳田 周之助
	政治学 法学士 柳田 周之助

○経済科の革新 本学経済科は政治経済に志す者と商業に志す者との二方面の学生を養成するを目的とする初年級に於ては両者相異なる所なしと雖も第二学年より刑法、政治学、憲法史、政治史外交史と商業学、計理学、簿記、珠算とを選択せしめて一は政治、経済の智識を学得せしめ且つ高等文官、外交官、領事官試験等を受くるに便し一は経済、商業の智識を学得せしめ

法学士 市村 富久	法学博士 上杉 慎吉	商品学及 商業地理	星野 太郎
法学士 片山 義勝	法学士 阿部 寿準	理学士 奈佐 忠行	
法学士 青山 衆司	法学博士 伊藤清次郎	商學士 原 稲威男	
法学士 佐竹 三吾	法学博士 高島佐一郎	商學士 堀 光龜	
法学博士 立 作太郎	法学博士 河津 鉄	道	法学博士 関 大久保一男
法学博士 遠藤 源六	法学博士 金井 延	筆記及計理	商學士 関
法学博士 山田 三良	商學士 茂木 英雄		
商業実務	商學士 堀 光龜		
未 定	鹿野清次郎		
保 險	石川 文吾		
理学士 伊藤万太郎			
演 習 法學博士 関 一	經濟學 法學博士 金井 延		
財 政 學 法學士 馬場 錠一	商業政策 商學士 堀 光龜		
農業政策 法學士 柳田 国男	社會及工業政策 法學博士 関 一		
殖民政策 稲田周之助	統計學 法學士 三浦 恵一		
民 法 法學士 西川 一男	法 學士 嘉山 幹一		
国際法 法學博士 中村 進午	工業通論 法學士 松浦 和平		
法学博士 山田 三良	米國工學		
英 語	米國文學		
長谷川方文	米國文學		
石川 文吾	米國文學		
ウヰリアム・ハリス	米國文學		
アーネスト・ルース	米國文學		
片山 寛	米國文學		
○商科 商科は歐米最新の制度を参酌して関博士の立案せられたるものに係り学科組織、授業方法等専ら实用を旨とし創立以 来卒業生を出すこと二回幸に世間の同情を博し三井、三菱、日 本郵船、満鉄、東京瓦斯、日本麦酒の諸会社を始め其他銀行、 云社、商店等に傭聘せられ総て夫夫就職することを得たり	石川 文吾		
新学年に於ける学科担任講師は左の如し			
石川 文吾			
大野市太郎			
○獨特の図書館 本学図書館は英吉利法律学校創立当時の設置 に係り内外の書籍数万部を備へ殊に英國法律書に至ては帝國大 学図書館に比して遜色なしと称せられしか昨年歐洲刑事法学の 泰斗にして有名なる藏書家フォン、ビルクマイヤー博士の文庫			
商業実務			
理学士 伊藤万太郎	商工経営論及		
商学士 田崎 義介	内外商業事情		
川村 貫治	法学博士 関 一		

○商科 商科は歐米最新の制度を參照して関博士の立案せられたるものに係り学科組織、授業方法等専ら実用を旨とし創立以来卒業生を出すこと二回幸に世間の同情を博し三井、三菱、日本郵船、満鉄、東京瓦斯、日本麦酒の諸会社を始め其他銀行、会社、商店等に傭聘せられ総て夫夫就職することを得たり  
新学年に於ける学科担任講師は左の如し

○独特的の図書館 本学図書館は英吉利法律学校創立当時の設置に係り内外の書籍数万部を備へ殊に英國法律書に至ては帝国大学図書館に比して遜色なしと称せられしか昨年歐洲刑事法学の泰斗にして有名なる藏書家フォン、ビルクマイヤー博士の文庫

全部八千三百余巻を本館内奥田文庫に譲受けたれば此種書籍の完備したるものは本邦中他に類例なき所にして聊か世上に誇示するに足るへし

○第二十八回卒業証書授与式 中央大学に於ては去る七月七日午後二時より大講堂に於て第二十八回卒業証書授与式を挙行せり定刻卒業生並に來賓諸氏一同の著席するや理事伊藤悌治氏は立て学事の報告を為し次て学長法学博士岡村輝彦氏より卒業証書及び褒賞を授与し（併て実業同窓会寄贈の記念品を授与す）了て左の訓辞を与へらる

それては是て卒業証書の授与は了りました是より例に依りまして卒業生諸君に向ひまして一言告辭を呈します諸君は多年茧雪の労を積まれて其功空しからず今日此業を卒へられ将に本校と別れを告げられんとするのであつて定めて御満足な事であらうと思ふ又本校に取りましても誠に歓喜の至に堪へぬのであります併ながら今退いて顧みますと諸君は今日まで其生涯の中に於て行かるべき行程の僅に四分の一を過ぎられたに過ぎないと思はれる即ちその過<sup>(ハコ)</sup>られました道筋は極く平坦な道筋て殊に諸君の教師と云ふ誘導者か附いて道案内をせられたのです誠に無事平穏なる旅行を遂げられた事である併ながら是から諸君が御進行に相成るべき四分の三の道程といふものは今までの夫れとは違ひまして前途甚だ遼遠であるのみならず其間或は險はしい坂もあり又高い山も有り又奔流滔滔たる川もある或は又茫茫たる海上もありまして是等の險はしい坂を踰へ山に登り川を渡り海を踰へらるるに付きまして

は是から先きは諸君自ら其行李を整へて独立独歩、徐徐に進行せねばならぬ事になつて居る又加ふるに諸君か或地点に迄御到達に相成りますると又途中より妻子といふやうな同行者も御連れになつて御旅行にならねばならぬ訳であります其事を考へますと必ず世路の艱難といふ事を御感しになるたらうと思ふのです又それのみならず右の行程と申しますものか単純な一筋の道路では無くして其前方には幾多の岐路もあつて輒もすると横道へ誘導せらるる虞れもある斯く申しますると酷く諸君を私か嚇かすやうな訳に見へますか是は決して諸君が此後に行かれる道路が常に暗黒であり誠に忌はしいものと云ふ意味では無い能く能く考へますとその諸君の行かるべき道はとの人も踏んで行くべき道である唯諸君はその道を行かれるに付いて其道標とすべき物を誤りさへしなければ今申上げました道は格別困難では無く又或は愉快なる旅行か出来るのである即ち阪を踰へますれば又平地か有り川を越れば又向ふの岸に達するといふやうな事があつて其間には種種なる風景もあらうし又楽しみもあるのである唯今申上げまする如く諸君が其行くべき道標を誤つてはいかぬといふ事を私は申上ける其道標は何であらうといふ事を考へて見ますると他に無からう唯誠実といふ道標に拠られますのが一番安全に旅行が出来るのだと考へますのでありますそれは又六つかしい事で無くして何人も容易に見出し得べき道標であらうと思ふ諸君も御存してあらうか昔司馬温公といふ人は人から一言以て終生之を行ふべきものは何であらうかと尋ねられた時に

曰く誠かといふ答をせられたかそれは自分か考へますのに  
實に千古の金言であらうと思ひます世の中は違ひ又時は違ひ  
ますけれ共又今日の如く西洋の文明か輸入せられて居る時世  
てありましても恐らくは人の世に處する金言としては私は矢  
張り此金言を実行するの外は無いと思ふのであります即ち誠  
實に無くして諸君か世に処せられました時には折角骨折られ  
た所の諸君の学業も全く値打を減して了ふと思ひます諸君か  
贏得られた所の名譽も地位も亦何等の値打か無い諸君か積得  
られた所の財産宝玉も瓦礫の如き物であらうと思ふのである  
故に諸君は唯今申上げました誠実といふ事を道標として勇壯  
邁進せられましたならば容易に諸君は目的の地点に到達せら  
れ左様いたしまして其到達せられた場所に於て恰も諸君が富  
士山の頂上に登り得て東天に日の出つるのを眺めるか如く愉快  
な身心爽快なる樂みを得られる事と考へる是は何たか宗教  
めきた御説教に類したやうな事でありますか世の中の事は  
自分の考には色々の事があらうかその基とせられる所は誠実  
といふこと言を換へて申すと自己の良心に背いた事をしない  
といふ事か何よりも拠るへき道標であらうと思ひます  
それから尚終りに臨みまして一言諸君に御願して置きたい事  
がある御承知の通り本校は創業以来既に三十年に近い星霜を  
経て居る其間に於きました此創設と維持とに尽力せられまし  
た人達が既に多数此世を去られました隣室の客間に其肖像を  
掲げられるやうな事に相成つた是は取も直さず自分の考へま  
すには本校に取りましては正さに新陳代謝の時期に到達して

居ると思ふのであります即ち言を換へて申しますれば本校の  
維持と隆盛とは全く青年なる各位諸君の双肩に繋つて居るか  
と思ふのでありますから今日本校を去られまする所の諸君は  
ドウゾ常に本校を忘れられず本校に対しましては直接間接に  
助勢を与へられて以て本校の隆盛を図られん事を偏に希望に  
堪へぬのであります之を以て告辞の終りと致します

松隈昌隆氏は法科卒業生を代表して左の答辭を朗読し

大正二年七月七日我饗第二十八回卒業証書授与式ヲ挙行セラ  
レ朝野縉紳貴顯ノ賛臨ヲ辱ウシ且ツ学長閣下ノ高論ヲ拝ス生  
等ノ光榮何物カ之ニ加カン

惟フニ法学ノ事理義深遠短日月ヲ以テ能ク其蘊奥ヲ究メ得ヘ  
キニ非スト雖モ諸先生ノ懇篤ナル垂教ニ依リ幸ニ斯学ノ一班  
ヲ修了スルヲ得タリ今ヤ業ヲ卒ヘ母饗ヲ去ルニ當リ生等ノ脳  
裡ハ猶ホ赤子ノ慈母ニ別ルルカ如ク顧ミテ悽然タラサルヲ得  
ス生等ノ前途ハ遼遠ニシテ是ヨリ向フ所ノ社会ニ於テ幾多ノ  
狂瀾怒濤ニ遭遇シ幾度カ事志ト違フモノアラム然レトモ先輩  
諸氏ハ常ニ勤勉ト健闘トハ我饗出身者ノ信条ナルコトヲ誨ヘ  
ラル今ニシテ之ヲ思ヘハ聊カ得ル所アルカ如シ若シ夫レ學長  
閣下今日ノ高論ノ如キ眷眷服膺シテ倦マス切磋琢磨シテ已マ  
スンハ他日何レノ時カ今日ノ光榮ニ報ユルノ期ナカラニヤ謹  
テ蕪辭ヲ述ヘテ答詞ト為ス

大正二年七月七日 法律科卒業生總代 松隈昌隆

次に趙晚夏氏經濟科卒業生を代表して左の答辭を朗読し

時維大正二年七月七日我中央大學ハ第二十八回卒業証書ノ授

与ノ盛典ヲ挙行セラレ内外貴紳ノ臨場ヲ辱ウシ今又学長閣下  
丁寧繙縕ナル訓諭ヲ賜ル生等之光榮天壤ノ間復タ何ヲ以テ此  
二代ヘン

竊ニ惟フニ生等本大学ニ負笈以來茲ニ裘葛三易シ懇摯ナル恩  
師ノ誘導掖励ヲ蒙リ良美ナル校風ニ優游涵泳ヲ極シ幸ニ漸  
ク其業ヲ卒フル事ヲ得タリ併乍ラ生等ノ資質固ヨリ齒莽ニシ  
テ才識亦淺薄ナルカ為メ其業ハ未タ精緻ヲ尽ササルノミナラ  
ス僅ニ一步ノ初域ヲ窺フニ過キ是ノ故ニ爾後恩師及諸先輩  
ノ殊遇ニ依ラスンハ以テ昭代ノ菁莪ト称シ 皇國ノ楨榦ニ供  
セラルル事能ハス然フハ茫茫乎トシテ恩師ノ涯リ無キノ鴻恩  
ト諸先輩非常ノ期待トニ背ク可キカ否ナ否ナ決シテ然ラス自  
今生等ハ益々奮發淬礪シ身神ヲ斯學ニ捧ケテ上ハ國勢ノ發展  
ヲ圖リ下ハ師誨ノ遵由ヲ各自ノ本分ト為シ誓テ本大学ノ卒業  
生タルノ名声ヲ失墜セサラン事ヲ期スヘシ聊カ蕪辭ヲ呈示シ  
敢テ答辞ト為ス

経済科卒業生総代 趙 晚 夏

次に關時次郎氏商科卒業生を代表して左の答辞を朗読し

維時大正二年七月七日我中央大学ハ第二十八回卒業証書授与式ヲ挙行  
ノ盛典ヲ挙行セラレ朝野貴賓ノ御來臨ヲ辱ウス生等ノ光榮何  
物カ此ニ加ヘン而シテ今又学長閣下ニハ諄諄トシテ懇切ナル  
訓示ヲ下シ給ヒ暗澹タル生等カ前途ニ一道ノ光明ヲ授ケ給フ  
寔ニ肝銘ノ至リニ堪ヘス回顧スレハ生等本学ニ入りテヨリ茲  
ニ三星霜諸先生ノ懇篤ナル指導ヲ辱ウス生等ノ得ルトコロヤ  
実ニ甚大ナリ

今ヤ社会ノ文運ハ漸ク一新シ殊ニ實業勃興ノ氣運ニ際会シ生  
等ノ前途ハ益々多事ニシテ生等ノ責任ノ愈々大ナルヲ信ス生  
等ハ是ヨリ慈愛深キ母校ヲ辞シ急転直下シテ激浪怒濤ノ競争  
場裡ニ向ツテ孤舟ヲ操ラントス生等ノ指針トスル所ハ多年習  
練研鑽シ得タル学識ニシテ之ヲ補フニ正直ト勤勉トヲ以テシ  
理想ノ彼岸ニ航進セント欲ス惟フニ生等ノ前途ハ糾余曲折極  
マリナク狂瀾ニ遭ヒ颶風ノ襲フ所トナリテ幾度カ櫓折レ櫂碎  
クノ難ヲ免カレサルヘシ生等ハ千難ニ遭フテ氣益々熾ニ万艱  
ニ遇フテ志愈々堅ク奮闘力戰シテ春風洋洋鳥鳴キ花笑フノ彼  
岸ニ達シテ以テ学長初メ恩師各位ノ鴻恩ニ酬ヒ本学出身者タ  
ルノ名ヲ全ウセンコトヲ期ス

聊カ蕪辭ヲ呈シテ答辞ト為ス

大正二年七月七日 商科第二回卒業生総代 閔 時次郎

次に齊立震氏中華民国留学生を代表して左の答辞を朗読す

我中央大学ハ本日ヲトシテ第二十八回卒業証書授与式ヲ挙行  
セラレ内外貴賓ノ惠臨ヲ辱ウス生等ノ光榮何物カ之ニ加ヘン  
ヤ回顧スレハ生等ノ笈ヲ負ヒテ貴國ニ來リ本大学ニ入りテ講  
師諸先生ノ懇篤ナル指教ヲ受ル事茲ニ幾年殊ニ学長閣下ヲ始  
メ幹部諸先生ノ熱心其ノ指導ノ任ニ當リテ渺茫タル学海ノ指  
針ヲ与ヘラルアリ生等大過ナクシテ精緻ナル学理ノ真相ヲ  
窺知スルヲ得タルハ深ク感佩シテ措ク能ハサル所ナリ惟フニ  
貴國ト敝邦トハ數千年来親善ノ歴史ヲ有シ殊ニ今後両国民ノ  
關係ハ益々密切ナルヘキヲ信ス今ヤ生等学業ヲ卒ヘ母校ヲ辞  
シテ帰国シ各々其ノ攻習セシ知識ヲ活用シ國事ニ尽瘁シテ以

テ故国ノ基礎ヲ確立スルニ努メ併セテ東亜ノ平和ヲ維持スルニカメント欲ス茲ニ中華民国卒業生一同ニ代リ謹テ燕辟ヲ以テ答辞トナス

大正二年七月七日 中華民国卒業生總代 齊立震  
右了て司法大臣松田正久閣下の祝辞は福井秘書官代読し

大正維新ノ機運ハ新進雋穎ノ人物ヲ要求スルコト益々急ナリ此時ニ当リ茲ニ中央大学第二十八回卒業生七十余名ヲ出シ本日其証書授与式ヲ挙行セラルハ洵ニ欣フ所ナリ

本大学ハ創業以還星霜ヲ閱スコト二十有余年校紀肅然トシテ張り校運鬱勃トシテ進ミ既ニ数千ノ卒業生ヲ出ス寔ニ隆ナリト謂ツヘシ

卒業生諸子ハ茲ニ此養材ノ淵叢ヲ出テ各自其期スル所ニ趨カントス望ムラクハ爾後益々研鑽ノ効ヲ積ミ人格ノ修養ニ努メ以テ時運ノ要求ニ応セラレン事ヲ一言以テ祝辞ト為ス

大正二年七月七日 司法大臣 松田正久

次に大蔵大臣男爵高橋是清閣下の祝辞は黒田秘書官代読し

本日茲ニ中央大学第二十八回卒業証書授与式ヲ挙行セラルニ際シ祝意ヲ述フルハ余ノ甚タ光榮トスル所ナリ

顧フニ方今諸般ノ文物燦然トシテ整備シ國運ノ隆盛駿駿トシテ日ニ進ムト雖宇内ノ形勢ハ一日モ國民ノ倫安ヲ許サス益々進テ國力ノ充実ヲ図リ國富ノ増進ヲ期シ法制ニ經濟ニ殖産ニ興業ニ社會百般ノ事益々其ノ革新發展ヲ期圖セサルヘカラス是ヲ以テ社會各種ノ方面ニ於テ朝野ノ別ナク職業ノ如何ヲ問ハス学識深ク品性高キ人物ヲ要求スルコト極メテ切実ナルモ

ノアリ中央大学創立以来茲ニ二十九年年歲幾多ノ人才ヲ輩出シテ既ニ五千五百七十人ニ及ヒ今日又更ニ六十八名ノ前途有為ノ卒業生諸氏ヲ出ス余ハ独リ卒業諸氏ノ為ニ諸氏力多年刻苦勉励ノ功成リ進テ社會ニ出テラルヲ祝スルノミナラス又實ニ國家ノ為徇ニ慶賀ニ耐ヘサルナリ

卒業生諸氏大正ノ聖世ハ実ニ諸氏活動ノ舞台ナリ願クハ既ニ多年修ムル所ノ學問ヲ以テ之ヲ實際ニ応スルノミナラス将来更ニ一段ノ研鑽ヲ累ネ日新ノ智識ニ後レサルコトヲ努ムルト共ニ品性ノ修養ヲ怠ルコトナク以テ國家ノ為大ニ貢献スル所アラムコトヲ切望ス

大正二年七月七日

男爵 高橋是清

次に来賓三井銀行專務取締役早川千吉郎氏は左の祝辞を述べ

閣下諸君 今日の卒業式に於きまして私か一場の御祝辞を述べることは非常に光榮に存します抑々此中央大学は明治十八年以来の御創立てありまして此学校の前身の英吉利法律学校或は法學院の時代に於きましては私共の先輩或は畏友の御經營に係つて居る学校であります不幸にして未た一度も此構内へ這入つたことは無い早川であります然るに図らすも今日は此席に於て諸君に御目に懸ることを得ますのは非常に愉快に感します

元來此学校は主として法律学に於ても実用を主として教育せられたもののやうに承はつて居ります英吉利法律と申しますれば余程適用に重きを置いて即ち應用に重きを置いて總ての

ことか成立つて居るのであります即ち最も空理空論を離れて実際の事実に基き実際の習慣に基き更に唯議論はかりてあります実際の風俗習慣に依りまして總てのことと御教育になつて居ると伺つて居ります元来法律の事は私は余り深く存しませぬか總て法律に致しましても經濟に致しましても所謂社會学の一部であります以上は社會の歴史習慣事実を別にして學問の有る筈はありますまでは社會の歴史習慣事実を別にして學理に依つて色色と制度などを究められてそれに依つて研究をするといふことは是は決して悪いことはありますまいが決して國家の為に利益では無い日本は即ち日本固有の歴史か有り日本固有の習慣か有り日本固有の風俗人情か有るのであります、して見ると法律にしましても政治經濟に致しましても其國の風俗習慣を土台にしてやらんければ唯空理空論のみである近來の教育のことは甚だ私共感服いたしませぬのであります何となれば唯此空理空論の研究か非常に盛んになります何れも専門家か自分の非常に緻密なる研究の結果を学生に注入するから学生をして斯様な状況に至らしむるのであります自分の一局部の専門を極端までやるものでありますから一つの学科に於て数多の専門の教師が出来るのであります此の如くして銘銘教授なり個人なりか研究するやうになさるのは宜しうございます詰り學問道楽に如何なる極端まで専門を研究せられても宜いのでありますか其結果学生の教育の上ま

てもその専門の細かな研究の結果か遂に学生をして殆ど何所に居るか分らぬやうにして了ふのであります他の理学化学の如きは先づ別と致しまして法学に於ても經濟学、政治科の如きに致しましても此の如く専門的研究は無論暇か有つたらやるか宜しいてこさいませうか今日のやうな國家多事の時に短日月の間に於て我我は此我帝国をして世界各国世界の列強国か數百年掛かつて成し遂げたことを数十年の中に之を成功しなければならぬやうな場合であります際に於ては此の如き贊沢此の如き學問の贊沢は實に感服せぬのであります故に其教育の結果たるや非常なる専門家か出来るか知りませぬ一部に詳くして全体に通せぬといふ学士か出来るのであります是は余り立派な教育家か沢山出来る弊てあらうと思ひます而して此の如きことは實際社會学の一部たる法律学と經濟学の必要なるを断言して宜しいと思ふのであります幸ひに此中央大學は我輩共先輩或は畏友の諸君か御經營になつて居る所に依つて見ますといふと主として此國の實際に適用するとの出来るやうな即ち應用を専らにして教育をせられたといふことを伺つて居るのであります誠に私は此の如く實際的の教育を受けられたる諸君は幸ひてある又此の如き教育は日本帝国の為め大に喜ぶべきことと存するのであります殊に近年は此中央大學に於ては商科を設けられて主として經濟實業界に投する所の人物を御養成になりまして現に本期も沢山の御

卒業者があると申すこと私は此の如き商科の設置せられたことを喜び又此の如き趣意に依つて教育せられたる諸君か此世の中に出られたことを喜ぶのであります

我邦の今日の経済界の有様といふものは無論諸君も御承知の通りであります甚だ不調和なことか多いのであります或方面は進歩して居りましても或方面は大変進歩せぬということあります我邦の農業に致しましても工業に致しましても商業に致しましても未だナカナカ之を欧米の先進国と比較いたします以上は及はぬ所か余程多いのであります此及はざる所の商工農業に従事して居る所の者は如何であるかと言へは先づ過半数以上は未だ曾て教育を受けたことの無い人間が多いのであります年々各学校に於て卒業生を出す或は就職難といふやうなことも随分聞くのでありますかそれは或は何か見違ひがあるか或は或会社なり銀行なりに就職を求て出来ぬといふことであります全体に申しますと決して今日は仕事の無いことは無いのであります先づ我我中華民国の状態を見ましても今日経済上に於ても政治上に於ても無論マダマダ開発すべき余地がありまして是は中華民国の人と共に大に開発を努めねはなりませんか其民国に及びませぬても内地の状況を見ましても開発すべき事業と云ひ或は場所と云ひ充分に私共余裕か有ると存します、てありますからドウゾ今日商科を開業になりまして我我と将来事を共にする諸君は熱心に此学校に於て御修業になりました所の極めて応用を専らにして実用を貴はれる教育法に依り教育せられたる所の諸君は必ず我

邦の商業界の為に御尽力あらんことを希望するのであります諸君は数年の御勉強に依つて今日の御榮典を得られた訳でありますか人間は始か大事であります実業界に是から御這入りになる先づ法學士の諸君は是は別と致しまして私は商科の卒業生に付て申上けますかドウゾ決して今日成立つて居る会社銀行のやうな物を相手にせずには成るべく独立して仕事をするといふことに御著眼を私共は希望するのであります今申す通りに余程仕事が沢山あるやうに思ひますて既設の会社銀行といふものは既に限られて居るものでありますそれぞれ經營者か居り当局者か居るのでありますから其以外に於てドウカ独立して仕事をするといふことに著眼せられることは最肝腎たらうと思ふ今日如何なる事業を致しまするにも資本か要る或は人間土地か要る此三つのものは離るへからざるものでありますか幸に此帝国は土地に於て不足は無い又資本といふものも成程必要であるには違ひありませぬか資本といふものは是は人間か皆作り出したものである一番肝腎なるものは人間である人間か有つて土地か有る然る上は決して資本といふものは六つかしく無いたらうと私は思ふ之を古代に溯つて考へて見ますと所謂我我の尊崇して居る二宮尊徳といふ人か常に言ふのでありますか神武天皇の時分には決して資本と云ふものは無かつたものであらう即ち世の昔に溯つて見ますと資本の有る訳は無い資本といふものは段段蓄積した結果でありますから昔に於ては資本といふものは有る訳は無いして見るといふと資本は即ち人間か貯蓄した結果であ

る故に土地と人間と有るなは如何なる事業といふものも起し得られぬことは無い筈であります今日総ての事業か单独で出来ないといふことは或は資本の合併制度に依るか或は株式会社或は合資会社或は合名会社の如き種種の方法に依つて經營を致しますか或は已を得されはそれでも宜しい併ながら必しもさう云ふ合本主義に依らぬても出来る即ち之を古代に溯つて見れば資本なしに仕事か出来たに違ひないのであります實に最も大事なものは人間である人間さへあれは如何なることと雖も出来ぬことは無いのであります即ち諸君は今日此学校の校長はじめ教授講師諸君の薰陶に依つて御卒業になりました以上は願はくは必しも人に依らすして独立に仕事を經營するといふことの御決心を私は茲に促したいと思ふのであります誠に多年螢雪の功を積まれ御卒業になりましたことは私茲に衷心御祝辞を申上げ同時に将来の御發展上決して人に依らぬても仕事は出来るものであるといふことを一言諸君に申上げたいと思ひます今日の御目出度い席上に於きまして而も初て此学校に出まして平生の感想の一部を述へることを得ましたのは深く光榮に存する次第であります

次に法学博士山田三良氏講師を代表して左の告別の辭を述べ  
閣下及諸君 私は僭越ながら茲に講師一同を代表しまして卒業生諸君に祝辭を述べ併せて告別の辭を述べたいと思ふのであります諸君が今日此光榮ある卒業式に列せらるるに至りましたのは少くとも三年間本大学に於て苦辛を積まれたる結果であります今日の卒業式は諸君が今まで経験せられたるそれ

一一〇一

と違ひまして小学校や中学校的卒業式と違ひます学校生活、学生生活といふものを真に卒へらるるの儀式であります学生生活を卒はると言ひますれば言換へれば独立独行して是から社会に立つといふ門出の祝であります諸君が十数年間或は中には二十年間も学ひの道に日夜苦心せられまして今日此光榮を贏得られたといふのは全く諸君の努力の結果でありますから斯く長き間の努力に依つて贏得られたる此栄光は諸君に対して限なき愉快を与へると私は信するのであります昨年は本大学の学長閣下即ち今日の文部大臣閣下て現に茲に御出席になつて居ります奥田先生か卒業生諸君に対して人生の中の大幸福である最も目出度いものは蓋卒業であらうと仰しやいましたか私も誠に同感でありますて諸君の御心中曛御喜ひてあらうと察するのでありますその卒業と最も密接なる関係を持つて居る者は我我講師であります随つて我我講師に於まきしては諸君の卒業を喜び祝するの情の切なることは多年諸君の成業を指折り數へて待つて御居てになりますする諸君の父兄の喜ひと敢て譲る事は無いのであります今日あらしめんか為に我我も亦茲に努力して居つたのであります併し諸君の中に我我講師といふ者は隨分慘酷な者であつて辛い点数取をして落第をさす人であるあの御方は酷い御方であるといふ感しを持つたことあるかも知れませぬか是れ皆可愛い子は酷くせよといふ親心であります我我講師の職に居る者は諸君今日の卒業をして成る丈偉大なる効力あらしめんか為に涙を揮つて落第点を附ける事もあるのであります皆諸君の成業を

ました以上は願はくは必しも人に依らすして独立に仕事を經營するといふことの御決心を私は茲に促したいと思ふのであります誠に多年螢雪の功を積まれ御卒業になりましたることは私茲に衷心御祝辞を申上げ同時に将来の御發展上決して人に依らぬても仕事は出来るものであるといふことを一言諸君に申上げたいと思ひます今日の御目出度い席上に於きまして而も初て此学校に出まして平生の感想の一部を述へることを得ましたのは深く光榮に存する次第であります

次に法学博士山田三良氏講師を代表して左の告別の辞を述べ  
閣下及諸君 私は僭越ながら茲に講師一同を代表しまして卒  
業生諸君に祝辭を述べ併せて告別の辞を述べたいと思ふので  
あります諸君が今日此光榮ある卒業式に列せらるるに至りま  
したのは少くとも三年間本大学に於て苦辛を積まれたる結果  
てあります今日の卒業式は諸君が今まで経験せられたるそれ

祝し諸君の成業を偉大ならしめたいといふ切なる情から出るものであるといふ事を今に於て諸君は初て御悟りになる方も有るたらうと信するのであります此の如く学生の多くが厳密なる課程を経、試験を経まして諸君か今世に立ち社会に出られるといふに方りましては其学識に於て成功せらるるに充分であるといふ事を私共は深く信して疑はないのであります去なから人情といふものは不思議なものであります諸君の卒業を喜ぶと同時に又心中一片の老婆心か持上かるのであります諸君か社会に出られる門出の祝に際して尚聊か不安心なるか如く老婆心の起るものも已むを得ざるの人情たらうかと思ふのであります私の自己の経験に依りますれば自分の母はモウ六十九歳であります孫も子も曾孫も沢山持つて居ります身體も丈夫で無いのでありますけれども我我子供であるとか孫であるとかいふのが東京へ学問に出て居つて偶々帰省しまして又再び東京へ出るといふやうな時になりますると門口で御暇申しても門まで送り出す其門で御暇申してもまた五間も六間も門から出て来まして屋敷の少し先きの田畠を越へて広く見晴す場所があります何時もさう云ふ所まで杖に縋つて幾ら止めよと申しても出て来るのでありますさうして汽車に乗つても風邪を引かないやうに夜行の汽車では寒いてあらうとか夏であれば蚊か蟻すであらうとかさう云ふ事を注意する種種の注意を加へて我我の車かトウトウ先きの山陰に隠れて了ふまでズーツと立つて見送つて居るのであります我我から申せは此老体か家の門口まで再び帰ることを寧ろ心配するの

てありますけれ共母の心中に致しましては私共を矢張り嬰児の赤ん坊であるか如くに思つて居ると見へまして猶ほ小学校の子供に親か注意するか如くに始終何かに付てクドクドしく注意を与へて呉れるのであります是は一方から見れば無用な事のやうでありますかそれは即ち人情の然らしむる所であらうと思ふのであります私は今日諸君に対し一言老婆心のやうな考から諸君の門出に對して同じ言葉を呈したいと思ふ事も亦此の如き情の然らしむる所であらうと考へるのであります

就きましては種種の事を沢山言ひたいのでありますけれ共既に学長閣下より御懇切なる告別の辞がありましたし又來賓諸君よりも様様な御注意御祝辭等もありました次第でありますけれども、お忙な中、お手短に一言申述べたいと思ふのでありますそれは即ち諸君の為に諸君を茲に引止めて置くといふ事は甚た恐縮の次第でありますから申したいと思ふ中の唯一の事に付きまして極く手短に一言申述べたいと思ふのでありますそれは即ち諸君の生命の一つとも言ふべきものであらうと思ふのであります外では無い諸君は正義の実行者であり又正義の伝道者で無くてはならないといふ事であります法律科に於ても経済科に於ても商科に於きましても多年研究せられた法律は甚た錯雜なる又厄介なものでありますか之を簡単に申しますれば法律とは即ち正義といふ事であります法律の根本思想は正義に外ならないのであります有名なる羅馬の大法学者ウルピヤンスか法律学とは正不正の科学なりといふ定義を二千年前に与へて

居るか誠に千古の格言でありまして今日如何に進歩した世の中に於きましても法律は正不正の標準である法律の学問は正義の学問であるといふ事を何人も拒むことは出来ないのです。諸君が世に立たれるに方りましては色々な職業がありませう官吏になる御方もありませう実業界に行く御方もありませう学者になる方もあります。其職業は千差万別であります。到底一樣で無いのです。か苟くも法律の何たる事を知りたる諸君苟くも法律学に志して居る諸君は執るべき職業の如何に拘らす法律の根本思想は即ち正義であるそれを学ひたる者は正義の実行者であり又伝道者であるといふの榮誉ある責任を其学問に対し負ふて居るといふ事を自覚せられんければならないと信するのであります。併し世の中には論語読の論語知らすと申す諺もあります。医者の不養生といふ諺もあります。其通りに随分意外な事かありますから中には法律の学識ある者か時としましては不正の行ひをなすこともあります。世の中には輒もすれば法律学は如何なる程度まで法網を潜り得るかを研究するやうな人間を作るかの如くに誤解する御方も有る位であります。此の如きものは固より法律の徒では無いのであります。けれ共既にさう云ふ誤解もある位でありますから本大学を卒業せられたる諸君の如きは世の中のさう云ふ誤解を一掃することを以て至極重大なる職責とせらるると私は信するのであります。或は又生活難といふこともあり就職難といふこともあります。又孔子も衣食足而知礼節といふ事までも唱へて居ります併し衣食足つて礼節を知るといふ事は国

を治め世を治めるといふやうな人か社会の平凡なる即ち俗人に付て言ふことてあります俗人以上の人間即ち諸君の如き君子人たり紳士たるへき卒業生諸君の如きは斯う云ふ格言は無関係であります。我我は諸君と共に衣食足らざるも礼節を守るのも正義の命する所正義の要求する所に我我は一命を捨てる事も辞すへからざることと信するのであります。是か法律学の精神骨髄であります。諸君は自ら法律を執行せらるる点に於きましても正義の前には正義の命する所には如何なる困難も如何なる誘惑も何も諸君を妨げるものとならないといふ風に直往邁進せらるものと私は深く信して疑はぬのであります。又孔子は仁を説かれ孟子は義を説かれ法律学は正義を説くの東西皆同一で法律の正義と云ふのも畢竟するに仁義と合すてあります。言葉は違つて居りますけれど共達人の達觀する所古るものであります。我我自ら正義を行ふを以て満足すへからさるるものであります。忠ならんとすれば社会公衆の為に正義を唱へ正義の命する所を世に行ふといふ風に努めて行くへきものであらうと信するのであります。即ち正義の伝道者であると云ふ任務を持つのは我我諸君と御同様苟くも法律を学ひたる者の責任を感するのであります。誠心誠意人人皆正義を行ひます。これは孔子の所謂其意を誠にしまして初て身が修まり家が齊い國か治まり天下泰平であります。此議論は古今東西何れの国へ行きましても通することであります。然るに不幸にして仁人義士は世に少いのであります。不義不正の徒が社会に多

いのであります独り我邦と言はす世界万國人類社会の最多数なる者は輒々もすれば不義不正に陥り易いのであります此時に方つて社会を導き社会を改良するのは何か最必要であるかといふと腕力も必要であります金力も必要であります併ながら人類の為に更により大なる幸福を持來すものは腕力にあらす金力にあらすして正義の威力であります正義が今日よりも尚一層世に行はるに至つたなればそれ丈け我我人類社会か更に幸福になるのであります諸君が今まで学校の内に御居てになりましたけれど共に社会に御立ちになりますれば今まで御居てになる先輩諸君と共に社会の一員となり互に社会を指導し社会を動かすの原動力に加はるので即ち諸君は此点から申して自ら正義の実行者であるのみならず正義の伝道者であると云ふ任務を更に尽されなくてはならない地位に御立ちになるのであります今日法律の学問に付きましては先きにも尊敬する早川さんの仰しやいました様に理窟は随分整つても実行の伴はないのか多いと仰しやいました誠に其通りでありまして法律の学問理窟に於ては何う斯うといふやうな所は大層進歩致して居るのであります併し世の中に正義の声に偉大なる力を最も多く与へて居る国は何所であるかと言へは我同盟国なる英國であります英國は此点に於て世界に卓絶して居ります隨つて英吉利の裁判官はどう云ふ事にするかと言へはドンナ形式を備へたる法律即ち議会の協賛を経君主の裁可を経たる法律であります若し其法律か「ナチュラル、ジヤスチース」即ち自然の正義に反して居る時には裁判官は

さう云ふ形式的の法律は無効とし適用しない斯う云ふことか英國の法律の精神骨髓であります随つて英國人は一個人そのものも正義の要求といふことを他の国人よりはより能くなすのであります又より能く行ふのであります故に英國に於きましても受取証書を呉れないのです日清戦争の後で二億の償金を英蘭銀行に預けられて我外交代表者は受取を貰ひたいと言つたさうでありますさうした所「バンク、オフ、イングランド」では私の方の帳面に二億円預りと書いたならば是より確かに受取は無いであらうと言つて受取を出さなかつたのであります我當局の方も甚た以て赤面されたといふ事を話に聞いて居ります此の如き社会は我我の模範とすべく学ぶべく此好い風儀は輸入すべき必要が多いのであらうと私は信して居るのでありますさう云ふ風にするのには何であるかと言へは我我は諸君と共に正義の実行者であり正義の伝道者であるといふ責任を今日までよりも能く尽して初て得らるべきものであらうと信するのであります諸君の職業は何でありますても自ら正義を行ふか他の者に正義を伝道することになりますは物質的には如何なる境遇に居りましても人生人間として疚しき事憂ふべき事は何も無いのであります是が私は人間としての最も貴重なる所であります苟も学問あり學識ある者の第一に努むへく励むへき所であらうと常に信して居るのであります若しも諸君が幸ひに此光榮ある任務を全うせられまして自ら正義の伝道者となり又自ら正義の執行者となられました

なは独り本大学の為に幸福であるのみならず我帝国の為否人レ社会一般の為に偉大なる幸福を持來す事であらうと信するのであります此の如き事は固より諸君の予期せられる所であらうと思ふのでありますけれ共門出に対して老母の言ふことか私の耳に深く残つて居る如く感しますから此嚴肅なる式場に於きまして更に一言講師諸君に代りまして此分り切つたる言葉を以て私は告別の辞に換へたいと思ふのであります

次に林頼三郎氏学員を代表して左の祝辞を述へらる

今日は本大学の第二十八回の卒業式に方りまして私が学員を代表して卒業生諸君に対し一言の祝辞を述ぶる機会を得ましたのは私の最も光榮とする所であります諸君は多年研鑽の功を積まれて今は首尾能く名譽ある卒業証書を得られましたことは誠に御目出度い次第で私共は謹んで御祝を申上けると同時に又我我に取りましては新たに有力なる学員を多数に得ました次第て衷心より欣喜に堪へぬ次第であります此卒業式に於きましては諸君の是までの御勉強のことを褒めたり或は是までに学校で学はれたことは僅に準備に過ぎぬのであるから是からか本気にやらなければならぬとか或は社会に出ては学校に居るやうなもので無いとか色々なことを申上けるのか慣例のやうになつて居りますので誠にそれは適当な事と心得て居りますので私は一個人としては逆も左様なことを諸君に申上ける資格の無い者でありますか今日は我五千有余の学員を代表するといふ資格でありますから多少は先輩振つたやうなことを申上けても宜いかと思ふて居るのでありますか段段

先程から承りますと岡村学長からして懇篤なる御訓示があり又司法大蔵兩大臣の祝辞の中にも色々な御訓戒も含んで居るやうであります又早川先生及山田博士の段段の御話もありますやうな次第で私が今更に申上けるやうなことは無いやうなことになつた次第でありますからして私は唯簡単に今回の御卒業に付て特別に私の感したことを私の念頭に浮んた儘申上げましてそれで祝辞に換へたいと思ふのでありますそれは外てもありませぬ今日の時代は如何なる時代でありますか而して今回の御卒業は此時代と如何なる関係か有るかといふことであります申す迄も無く今日は大正の新しい時代である而して諸君は實に此大正の新しい時代に於ての第一番目の卒業生をか二十七回迄は何れも明治の時代に行はれたので大正の時代に行はれるのは今回か始ててこさいます新しい時代の第一回の卒業生は諸君てある此事は諸君の最紀念とすべきものでありますこの御卒業は普通の卒業に比して特別なる意味を含んで居るのでは無いかと私は思ふ諸君明治の時代は既に過去に属しまして大正の新しい時代は突如として吾人の面前に展開して來たのであります明治の時代は實に内には庶政の革新外には國威の宣揚一一其功成り實に歴史あつて以來曾て見ない如何なるのでありますか外人の或者は我国運の前途に於て多少の疑問を懷く者か有るといふことでありますか私共は勿論之を信しない我国運は彌か上にも榮へ振ふて已む時の無

いものであるといふことは確信して居るのでありますか併し  
退いて考へて見まするのに明治の光榮ある歴史といふものは  
何うして出来上つたものであるか勿論是には我皇祖皇宗の御  
遺烈御聖徳に依り其他時勢の自然の関係もありませう又色々  
の事情の有ることは之を疑はないのでありますか併なから其  
時の青年が鉄の如き大決心と火の如き勇猛心を以て事に當  
つたといふことが其主因をなして居るといふことを私は疑は  
ぬのであります若し其当時の青年の決心と努力が無かつたな  
らは到底明治の光榮ある歴史を此の如く編出すといふことは  
出来なかつたことであらうと思ふ惟ふに大正の時代も此時代  
に於ける青年の決心と努力の如何に依つて明治の御代に比し  
て遜色なからしめ或は更に一層光彩を放たしることも出来  
ませうし又或は外人の眼に映する如く明治の御代が絶頂であ  
つたといふ風な感を生せしむる不祥なことか無いと断言する  
ことは出来まいと思ふドウカ此時代の青年は此の如き重大な  
る責任を持つて居るといふことは是は恐らく何人も疑はぬ所  
てありまして其青年中の一人である諸君は此大正の時代の第  
一番の卒業生としてさうして大正の御代に於ける初ての社会  
に打つて出られることになるのですドウモ諸君の御  
卒業と大正の新しい時代といふものは余程特別なる深い関係  
を持つて居るやうに思ふ私共かどのやうに諸君を羨しかつて  
も私共はどうしても大正第一番の卒業者たることは未来永劫  
出来ないのであります又諸君に統いて次学年以後続々卒業せ  
られる方方も是はどんなに憤慨しても大正第一番の卒業者で

あるといふことは絶対に出来ない實に大正第一の卒業者であ  
ると云ふ名は独り諸君の專有する所のものである恐らくは天  
は諸君をして大正に活躍せしむる為に大正の新しい時代に第  
一番に社会へ送り出したのであらう詰り諸君は大正の時代に第  
付ては特別の委託を受け特別の任務を負ふことであると覺悟  
しなければならぬ尤も斯様に申した所が新しい時代の責任を  
諸君にのみ負はして我我共か逃げやうといふやうな考は毛頭  
無いのであります不肖ながら充分にやりたい積りては居り  
ますけれ共併し諸君は我我共より一層深い関係の有る大正の  
時代とは切るに切られぬ余程に深い特別な関係か有るもので  
あると自覺しなければならぬ思ふに人間には責任の自覺とい  
ふことか一番大切なものである然るに今日青年の一部を侵し  
て居るやうな惰弱の精神であり浅劣なる思想其他消極的退嬰  
的悲觀的の考などといふものは何れも自己に責任の自覺か無  
い或は自覺の乏しい結果である一たひ大正の新しい時代を背  
負つて立つのであるといふ大責任を自覺し来つたならば  
潑瀉<sup>(刺)</sup>たる元氣か横溢いたしまして其精神は強固となり行ひは  
堅実となり總てのことか積極的進歩的向上的となり如何なる  
艱難あり障害ありとも之か為に意氣を沮喪するやうなことも  
無く又翩翩たる毀譽榮辱又は小利小害の為に志を奪はれるや  
うなことなくしてさうして目的の彼岸に達することが出来る  
と信するのであります諸君は各その志す所に隨て赴かるる方  
面に活動せられる舞台は同一では無いので或は是より進て益  
々学理の蘊奥を究めんとせられることもあります或は又政治

実業行政司法其他国内に於ける或は海外に於ける諸般の事業に従事せらることでありませうか何れの方面に向はれるを問はす此責任の自覚といふものか一番の大切なる箇条であると私は信して居るドウゾ諸君充分に自分は新しい時代に付て特別なる任務を負ふて居る者であると云ふ責任を自覚しさうして堅忍不拔の心を以て各志す所に勇往邁進せられんことを希望する次第であります又此卒業生諸君の中に支那の出身の御方も居られるやうであります申すも如何か存しませぬか支那の現状は如何であるか誠に非常なる有様で国家の興敗民人の安危の岐るる時であるドウゾ諸君は尚更責任の重いやうな次第でありますからして充分に御尽しあらんことを切に希望する次第であります甚た蕪雜なことを申上けて取止の無いやうなことでありますか之を以て私の祝辞と致す積りであります終に諸君の健康を祈り且来賓各位に対しましては今日は特に御光臨を得まして此卒業式に一層の光彩を添へられましたことを学員として感謝に堪へぬ次第であります此点は深く御礼を致す次第であります

右孰れも拍手の間に終りを告げ別室に於て来賓には茶菓の饗応あり次て卒業生並に講師諸先輩は記念の撮影を為し其より新旧学員の懇親会を開き其各自十二分の歓を尽して散会したるは午後六時を過ぐ当日の来賓中重なるものは板倉松太郎、石川文吾、稻田周之助、今泉来藏、早川千吉郎、原邦造、馬場恩治、原嘉道、花井卓藏、林頼三郎、李晚奎、奥田義人、大場茂馬、渡辺豊治、田中隆三、田中阿歌麻呂、高井南八、中島正司、中

山博道、村林専之助、鵜沼直、黒田英雄、桑田熊蔵、山田三良、山口鎧太、柳沢慎之助、福井準造、福岡秀猪、手塚光貴、浅田栄次、佐久節、宮井基、広井辰太郎等の諸氏にして又学員懇親会に出席したるは新卒業生諸氏の外岩崎鉄次郎、岩田匡彦、井上市太郎、馬場豊三郎、羽田久藏、星野照、本間則忠、堀川寅次郎、千葉良胤、小山哲四郎、大塚勝二郎、小山残平、和田杠治、亀山要、笠原文太郎、川上定次郎、川久保源治、川島仟司、神田常吉、神林虎雄、景山武夫、高崎介藏、高野金重、武田明、滝沢茂雄、園部悦次、辻本友次郎、長島八郎、ト部喜太郎、植木寿雄、野村嘉六、野口源伍、黒須竜太郎、窪田欽太郎、山本角之助、松尾參三郎、小林武彦、新井要太郎、朝比奈孝一、天野徳也、浅野正太郎、佐藤正之、斎勇、佐々木祥吉、三宅碩夫、宮崎三郎、重信喜太郎、清水有国、島野金吾、平城慈門、森惣之祐、諸留勇助、鈴木鉄造、鈴木貞の諸氏なりし卒業生姓名左の如し

## 法律科本科

東京府士族	松隈 昌隆	愛知県平民	米津 藤一
東京府士族	沖津有喜世	鹿児島県平民	岡崎 寿市
東京府平民	竹内 幸次	愛媛県平民	高橋久太郎
広島県平民	木村 良弼	中華民国	林 逢甲
東京府平民	南 喬	中華民国	林 大椿
新潟県士族	伊 藤 漸	中華民国	謝 作 孝
東京府平民	山下 正次		

## 経済科本科



給費生 脇田 安平 特待生  
 優等生 川井金一郎 優等生  
 商科専門科式年級 吉田勇三郎

## 商科本科壹年級

給費生 伴 平太郎  
 優等生 遠山 茂

## 商科本科壹年級

給費生 安田 三次  
 優等生 小山 初治  
 優等生 浅野松次郎  
 優等生 加地 成雄  
 優等生 柴田 元一  
 優等生 作田高太郎

## 法律専門科壹年級

給費生 特待生  
 優等生 小林新太郎  
 優等生 園山利三郎  
 優等生 坂東 松元

## 法律専門科壹年級

給費生 特待生  
 優等生 小山 初治  
 優等生 浅野松次郎  
 優等生 加地 成雄  
 優等生 柴田 元一  
 優等生 作田高太郎

## 商科専門科壹年級

給費生 河合 健三  
 優等生 関 時次郎  
 優等生 三戸 謙吾

## 商科本科第三年級

給費生 河合 健三  
 優等生 関 時次郎  
 優等生 三戸 謙吾

## 商科本科第二年級

給費生 河合 健三  
 優等生 関 時次郎  
 優等生 三戸 謙吾

## 商科専門科式年級

給費生 河合 健三  
 優等生 関 時次郎  
 優等生 三戸 謙吾

## 商科本科第一年級

給費生 河合 健三  
 優等生 遠山 茂  
 優等生 作田高太郎

## 商科専門科第一年級

給費生 河合 健三  
 優等生 遠山 茂  
 優等生 作田高太郎

## 商科専門科第一年級

給費生 河合 健三  
 優等生 遠山 茂  
 優等生 作田高太郎

○学年試験問題 去る六月十八日より開始七月一日を以て終了したる大正二年度学年試験問題は左の如し

## 法律科第一年級

## 憲法（野村講師出題）

一 我邦ノ憲法ニ所謂法律ノ何タルカヲ説明シ且法律制定ノ手続ヲ述フヘシ

二 通常裁判所ト特別裁判所トノ區別ヲ論シ且裁判官ノ法令審査權ニ付キ説明ヲ為スヘシ

三 議会ノ召集、開会、停会、休会、閉会、解散ニ付キ知ル所

ヲ記スヘシ

以上三問中何レカ一問ノミヲ選択スヘシ

一 摂政ノ國法上ノ地位ヲ論スヘシ

二 帝国議会ノ財政ニ對スル協賛權ヲ論スヘシ

三 憲法ノ意義及種類ヲ説明スヘシ

## 刑法総論（大場講師出題）

左ノ一及二ノ中其一ヲ択ヒテ解答セヨ

一（イ）刑法ノ目的及實質ヲ略解セヨ

（ロ）從來ノ刑法ニ比シ我旧刑法ノ三大特色ヲ略示スヘシ

二（イ）過失ノ意義ヲ成ルヘク完全ニ略解スヘシ

（ロ）緊急防衛、緊急避難以外ノ違法阻却原因中最モ重要ナ

ルモノヲ列挙スヘシ

## 民法總則（嘉山講師出題）

一 如何ナル錯誤カ意思表示ヲ無効ナラシムル力

一一 代理トハ何ソヤ

物權法第一部（西川講師出題）

- 一 経済財貨ト交換財貨トノ異同如何  
二 定期取引トハ何ソヤ

同一物ノ内所有權ト他ノ物權トカ同一人ニ帰属シタルトキ

- 一 同（杉講師出題）（夜間授業部）  
二 分業ノ利害ヲ説明スベシ

ハ何故ニ他ノ物權ハ消滅スルカ  
一 飛行船ニ乗シテ他人ノ地上ヲ航行シツツアル者アリ土地所

- 一 地代ノ高低ヲ決定スル原因ヲ説明スベシ  
二 ネリー氏英國普通法（上講師出題）（英法科）

有者ハ之ヲ排斥スルコトヲ得ヘキヤ

- 一一 永小作權ノ性質ヲ論ス  
同（上講師出題）（夜間授業部）

即時時効ニ因リ盜品又ハ遺失物所有權ヲ取得スル要件如何

1. What is meant by judicial legislation?

他人ノ動産ニ工作ヲ加ヘタル者アル場合ニ於テ其加工物ノ

1. Compare the double system of rights in the English law with the similar dualism in the Roman law.

所有權ハ何人ニ屬スルヤ

2. Explain the nature of the right of bodily security. What is the effect of Lord Campbell's Act?

地上權、永小作權、地役權及入会權ノ區別ヲ説明スベシ

3. Define

使用借權及賃貸權ノ外ニ右ノ諸權利ヲ認ムル理由如何

- (a) tenure. (b) fee simple. (c) contingent remainder.

債權總論（横田講師出題）  
一 主タル債務者及保証人間ノ連帶ハ主タル債務者及保証人ノ

1. To what extent is a person held responsible for the consequences of his own act?  
2. What is adverse possession?

二 代位弁済ノ性質ヲ説明セヨ

親族法（牧野講師出題）

- 一 婦養子縁組ト入夫婚姻トノ区別ヲ説明セヨ  
一一 婚姻前ニ懷胎シ婚姻後ニ生レタル子ハ嫡出子ナリヤ否ヤ

- 同（島田講師出題）（夜間授業部）  
一 親族トハ何ソヤ

二 婚姻ノ解消ト婚姻ノ取消トノ差異ヲ説明スベシ

- 法律科第二年級  
国際公法（中村講師出題）

經濟學（金井講師出題）

臨検、捜索、拿捕ノ権利ヲ述ヘヨ

二 國際法上枢要ナル國家ノ分類ヲ説明セヨ

平時國際公法（立講師出題）（夜間授業部）

一 左ノ二問中其一ヲ択テ之ニ答フヘシ

（イ）國家ノ承認トハ何ソヤ

（ロ）彈著距離説トハ何ソヤ

二 甲国ノ沿岸海ヲ通過スル乙国ノ商船ノ内部ニ於テ起レル事

件ハ何国ノ裁判管轄ニ帰スヘキヤ

三 国家ノ自衛権ノ發動ニハ如何ナル条件ヲ要スルヤ

戰時國際法（松原講師出題）（夜間授業部）

一 戰時禁制品トハ何ソ種類ヲ挙ケ且各種ニ就キ二三ノ例ヲ掲

ケテ之ヲ説明セヨ

転載若ハ陸路ニ依リ適地ニ輸送セラルトキニ於テモ尙ホ戰

時禁制品トシテ拿捕セラルヘキモノアラハ之ヲ示セ

二 戰時占領トハ何ソ

三 局外中立法規ニ於テ二十四時間規則トハ何ソ

刑法各論（菱谷講師出題）

一 窃盜罪ノ客体ヲ明ニシ広ク財産上ノ利益ヲ其目的トスル能

ハサル所以ヲ説明セヨ

二 暴行ト傷害トノ異同及其關係ヲ論セヨ

物權法第二部（富井講師出題）

一 抵當權ハ不動產以外ノモノヲ以テ其目的ト為スコトアルヤ

若シ之アリトセハ其場合如何

二 時効ハ抵當權消滅ノ原因ナルヤ

同（横田講師出題）（夜間授業部）

一 動產質權ト動產ノ先取特權トカ競合シタルトキハ其優先權

ノ順位如何

二 抵當權トハ何ソヤ

債權各論（村上講師出題）

一 非債取戻トハ何ソヤ

二 買主カ約束ノ時期ニ於テ代金ヲ支払ハサルトキハ賣主ハ買

主ニ対シテ如何ナル權利ヲ有スルカ

相続法（島田講師出題）

一 家督相続ト遺產相続トノ差異ヲ説明スヘシ

二 遺贈トハ何ソヤ

商法總論及商行為（飯島講師出題）

一 支配人ノ權限ヲ説明スヘシ

二 呈示証券トハ何ソヤ

三 問屋ノ權利義務ヲ説明スヘシ

同（佐竹講師出題）（夜間授業部）

一 問屋カ委託者ノ為ニ買入タル物品ハ之ヲ問屋ノ財產目録ニ

記載スヘキモノナリヤ又問屋ノ債権者ハ之ヲ差押フルコトヲ得ルヤ

二 絶對的商行為及相對的商行為ヲ區別スル立法上ノ理由如何

三 商業登記ノ効力如何登記ト公示ト抵触スルトキト雖モ登記ヲ以テ善意ノ第三者ニ对抗スルコトヲ得ルモノトセハ登記スヘキ事項ハ登記及公告ノ後ニアラサレハ之ヲ以テ善意ノ第三

者ニ对抗スルコトヲ得ストノ原則ニ矛盾スルコトナキヤ

会社法（松本講師出題）

八三

一 社員ノ持分トハ何ゾ

二 取締役選任行為ノ性質ヲ問フ

同（片山講師出題）（夜間授業部）

第一 左ノ各項ヲ説明スヘシ（理由ノアルモノニハ理由ヲ附スルヲ要ス）

一 株式合資会社ノ継続ト其組織変更トノ差異

二 株主ノ退社ト無限責任社員ノ退社トノ差異

三 合名会社ノ清算ト株式会社ノ清算トノ差異

四 有限責任社員ノ責任ト株主ノ責任トノ差異

五 株式会社ノ株主総会ト株式合資会社ノ株主総会トノ差異

第二 人の信用ノ観念ト物的信用ノ観念トカ合名会社及株式会社ニ関スル規定ニ及ホシタル影響ヲ説明スヘシ

手形法（須賀講師出題）

一 振出人甲ノ発行シタル手形ニ a b c d 記名裏書及最後ノ被

裏書人 e ノ無記名裏書アリ現在所持人 h ハ満期日ニ至リ支払

而シテ右手形ニハ甲ノ指定シタル参加引受人及 b ノ指定シタル予備支払人アルニ拘ラス所持人ハ其友人 k カ d ノ為ニ支払ヲ為サムルトスルニ依リ之ヲ受諾セリ k ハ何人ニ対シ如何ナル権利ヲ有スルヤ又如何ニシテ其権利ヲ行使スルヲ得ルヤ

二 償還請求ノ通知ノ性質及其方法

刑事訴訟法（林講師出題）

一 現行刑事訴訟法カ採用シタル公訴ニ関スル主義ノ大綱ヲ述

二 検証ニ対スル義務ヲ説明スヘシ

民事訴訟法第一編（岩田講師出題）

一 訴訟代理人ノ権限ヲ説明スヘシ

二 従参加ノ効力ヲ説明スヘシ

同（前田講師出題）（夜間授業部）

一 合意管轄ヲ説明スヘシ

二 主参加、従参加、訴訟ノ告知ヲ説明スヘシ

刑事実習（林講師出題）

一 甲者創傷ヲ負ヒ植皮ヲ施スニアラサレハ治療ヲ全ウスル能ハス友人乙之ヲ聞キ自己ノ肉体ヲ割キテ提供センコトヲ申出タリ仍テ医師丙深ク其志ヲ嘉ミシ乙ノ皮膚ヲ切割シテ甲ノ創傷部ニ補植シ以テ治療ノ目的ヲ遂ケタリ然ルニ乙ハ該局部ヨリ病菌ノ侵入所トナリ其結果死亡スルニ至リタリト云フ右丙

ノ責任如何

民事実習（尾古講師出題）

甲ハ乙ニ対シテ山林ヲ売渡スコトヲ約シ丙ハ其保証人トナレリ然ルニ甲カ其債務ヲ履行セサルニ依リ乙ハ契約ヲ解除シテ既ニ支払ヒタル代金ノ返還ヲ甲ニ請求シタルモ之ニ応セサルヲ以テ丙ニ対シ代テ返還ゼンコトヲ請求シタリ其請求ハ理由アリヤ

アンソン氏契約法（久保講師出題）（英法科）

- (a) Explain the nature of Contracts uberrimae fidei.
- (b) What sort of Contracts belongs to that class (contract

2. (a) What is peculiar character of *wagering contract*?

(b) Is marine or life insurance a *wager*?

3. Translate the following sentences into Japanese :

(a) In *Conturier v. Hastie* a contract was made for the sale of a cargo of corn, which the parties supposed to be on its voyage from Salonica to England ; it had in fact, before the date of sale, become so heated that it was unloaded at Tunis and sold for what it would fetch.

The Court held that the contract was void, inasmuch as it plainly imports that there was something to be sold, and something to be purchased where as the object of the sale had ceased to exist. (p. 134-135)

(b) Nor are commendatory expressions such as men habitually use in order to induce other to enter into a bargain dealt with as serious representations of fact. A certain latitude is allowed to a man who wants to gain a purchaser, though it must be admitted that the borderline of permissible assertion is not always discernible.

(p. 156)

「スルロ一此種思は」（伊藤講義正譲）（拙訳本）

1. Define the term "Representation," and explain the distinction between it and warranty.

2. Paraphrase the following sentence :

It matters not in cases of a binding engagement to service

that the servant had not yet entered upon the performance of the service at the time of the enticement.

想説記述（想説講習会題）（想説社）

1. Was ist der Begriff des Rechtssubject?
2. Was ist der Begriff des Wohnsitzes?
3. Wie kann man Realität der juristischen Person begründen?
4. Wie kann der Verlin seine Rechtsfähigkeit erwerben?

国際私法（三田講習会題）

1 未成年者ノ後見ハ何ノノ法律ニ依リテナガ定ムキカ

行政法（阿部講習会題）

- 1 左ノ問題ナニ一題ヲ選択シト答ク
- (イ) 公用徵取ノ賠償ヲ論ヘ
- (ロ) 衆議制定權ノ制限ヲ論ヘ
- (ハ) 血泊体ノ構成ヲ論ヘ
- 11 左ノ問題ナニ一題ヲ選択シト答ク
- (イ) 公權ノ行使及移転ヲ論ヘ
- (ロ) 司吏ノ觀念ヲ論ヘ
- (ハ) 訴願ノ裁決ヲ論ヘ

保険法（青山講習会題）

左ノ問題中其11ヲ選ヒ解答スルハ

- 1 損害保険ト生命保険トノ区分
- 11 重複保険及再保険ノ意義
- 11 某候爵邸ニ失火アリ其全館ヲ燐有ニ既ヤハベタニ園顧ノ者

相集リ鉅額ノ金員ヲ釀出シ火災慰籍トシテ侯爵家ニ之ヲ贈呈

シタリ侯爵家ニテハ先ニ火災保険ヲ某会社ト締結シタルニヨ

リ右会社ニ対シ保険金額ノ支払ヲ請求シタリ会社ハ侯爵家ノ  
蒙リタル損<sup>(ハ)</sup>書ハ如上慰籍金ニヨリ尽ク填補セラレタリトノ理  
由ヲ以テ其保険金額ノ支払ヲ拒ムコトヲ得ルヤ理由ヲ附シテ  
解答スベシ

#### 海商法（市村講師出題）

一 船主責任ヲ制限スルノ手段トシテ其責任ニ関係船舶其自身  
ヲ標準トスルト關係船舶ノ価格ヲ標準トスルト敷レカ可ナル  
ヤ日本商法ノ規定ヲ参考トシテ論スベシ

#### 二 船積期間ヲ説明スベシ

#### 破産法（前田講師出題）

##### 一 破産債権ノ要件ヲ説明スベシ

##### 二 別除権ト取戻権トノ異同ヲ説明スベシ

#### 民事訴訟法第二編乃至五編（菅原講師出題）

##### 一 左ノ二問中其一ヲ選択スベシ

##### (一) 訴ノ種類ヲ問フ

##### (二) 妨訴抗弁提出ノ条件及効力ヲ説明スベシ

##### 二 控訴取下ノ条件及効力ヲ論スベシ

#### 同（前田講師出題）（夜間授業部）

##### 一 訴訟終了ノ原因ヲ説明スベシ

##### 二 不行為ノ給付ヲ目的トスル訴ヲ説明スベシ

#### 民訴第六編以下（三浦講師出題）

##### 一 執行力アル正本トハ何ソヤ

#### 一 転付命令ノ意義及効力ヲ説明スベシ

##### 刑事実習（林講師出題）

画工アリ丸山応挙ノ落款ヲ冒用シテ一面ノ絵画ヲ描写シ之ヲ売  
却セシメンカ為メ出入ノ商人ニ交付シタリ右ニ対スル刑事上ノ  
責任ヲ論述シベシ

#### 民事実習（尾古講師出題）

一 甲ナル商人ノ手代乙カ主人ノ為メ営業上受取りタル金銭ヲ  
費消シタルニ依リ甲ノ支配人丙ハ甲ニ代リテ乙ノ身元保証人  
タル丁ニ対シ損害賠償ノ訴ヲ提起シタルニ丁ハ丙ニ此ノ如キ  
代理權ナシト抗弁シテ応訴ヲ拒ミタリ其抗弁ハ理由アリヤ

##### 二 右抗弁理由アリトスレハ如何ニ裁判スベキヤ

#### 財政学（馬場講師出題）

##### 一 自然増収トハ何ソヤ

##### 二 超過額累進税率ヲ説明スベシ

##### 三 国債ノ発行カ金融市場ニ及ホス利弊如何

#### 英國財産法（土方講師出題）（英法科）

##### 次ノ文ヲ邦語ニ訳スくハ

1. In former times, actions at law were real, personal, or mixed. Real actions were brought for the recovery of land; personal actions for the recovery of goods, or to obtain damages for breach of contract or other injury. Mixed actions were brought for the recovery of land and for damages in respect of injury sustained. Most of the real and mixed actions have been abolished, and the procedure in those

which remain has been assimilated to the procedure in personal actions. But we must still take note of the old classification of actions, because it is the basis of the distinction between real and personal property.

2. The legal ownership of a thing may be vested in one person, in the trust or confidence that he will hold or apply it for the benefit of another. Where this is done the thing may be to have two owners. The legal owner can show a title to the thing ; but equity will not permit him to exercise his rights for his own benefit. The beneficial or equitable owner cannot prove either *jus in re* or *jus ad rem* ; but he can bring the legal owner into a court of equity, and compel him to fulfil the duty imposed on him.

The Judicature Act have done away with the system under which courts of law courts of equity administered different and sometimes conflicting rules. The rule of law, as developed by the Courts of common law, and the rules of equity, as developed by the Court of Chancery, are now administered concurrently ; where they conflict, the rules of equity prevail. But this process of fusion has not abolished, and was not intended to abolish, the distinction between legal and equitable ownership.

3. When property is given or conveyed to two or more persons, with words which indicate that they are to take as joint

tenants, or without any words which indicate that they are to take distinct interests, the persons in question are joint owners. If the interests given are unequal, that is a sufficient indication that they are meant to be distinct. Joint owners always have equal interests.

4. According to the books, about ownership of land in England cannot be acquired by a subject. The feudal notion was, that all rights over land were vested originally in the Crown. Estates in land held by subjects owed thier origin, immediately or ultimately, to grants from the Crown : but no estate included all the rights which make up full ownership.

英國法眞理 (ハヅカニヨウリ) (英法)

1. What are meant by the following terms?

- a } sale.
- agreement to sell.
- b } existing goods.
- future goods.
- c } sale for ready money.
- sale on credit.

2. Discuss the rule of "Caveat emptor" (= beware buyer, or let the buyer take care.)
3. Explain briefly unpaid seller's rights.
4. Translate the following section into Japanese : Unless otherwise agreed, the goods remain at the seller's risk until the



二一 人口調査ニ於テ如何ナル人口ヲ調査スルヲ以テ最モ適當ナリトスルヤ

リトスルヤ

二二 物価ノ昇降ト婚姻率トノ関係ヲ問フ

商品学（星野講師出題）

二三 生糸ノ品位検定法ヲ記述スベシ  
（但計数ハ記スルニ及ハス）

商業簿記（茂木講師出題）

一 次ノ問題ヲ仕訳スベシ

(イ) 福島内池商店ヨリ左ノ指値ニテ買付委託ヲ受ケ内金五百円ヲ現金ニテ受取ル

赤砂糖參百俵 一俵ニ付拾七円替

(ロ) 足利木村商店ヨリ左ノ通り売掛委託ヲ受ケ荷為替貳千円ノ引受ヲ為ス

白木綿五百反 一反ニ付六拾錢替

(ハ) 神戸上田商店ト損益等分ノ約束ニテ組合ヲ結ニ左ノ通

リ当店所有ノ商品ヲ積送リ且積送入費六拾円ヲ現金ニテ

支払フ（記帳分担式）

タ張塊炭貳拾百斤 一百斤ニ付六拾円替

右ニ付キ第一銀行ニテ荷為替八百円ヲ取組ミ日附後十日払ノ荷為替手形ヲ振出シ割引日歩參錢ノ割ニテ割引料差引手形金ハ同行ニ当店預金トス

(二) 横浜増田商店ヨリ内地買付委託品ヲ左ノ通り買入ス

赤砂糖參百俵 一俵ニ付拾六円九拾錢替（横浜渡）

右ニ付キ横浜ヨリ引取ノ入費參拾円ヲ現金ニテ支払フ  
二二 次ノ勘定ノ性質ヲ述べ

諸向勘定 諸向貸勘定 未収金 未払金 仮渡金 仮振金  
未経過保険料 雑費 未経過割引料 当座借残

二三 積立金勘定カ借方リ表ハルル場合如何  
英語経済学（柳田講師出題）

1. Answer a or b.

a. Prove that rent is not a part of the price of agricultural produce.

b. Translate the following sentence into Japanese.

Trade arises out of the Division of Labor.

The need of Money comes from the fact of Trade.

Trade, in its beginnings, assumes the form of direct exchange, commodity, for commodity ; what we call Truck or Barter. But trade cannot proceed far without serious obstacles to direct exchange being encountered through the failure of what Prof. Jevons in his admirable work, "Money and the Mechanism of Exchange" (1875,) terms Coincidence in

Barter. The difficulty is "to find two persons whose disposable possessions mutually suit each other's wants. There may be many persons wanting, and many possessing those things wanted ; but to allow of an act of barter, there must be a double coincidence, which will rarely happen."

経済学

民法総則

物權法第一部

債權総論

右五科目法律科第一年級ノモノ一二回ハ

経済科第二年級

外交史 (稻田講師出題)

一 神聖同盟ノ成立及作用

二 独逸帝国勃興ノ次第

三 巴奈馬運河ノ來歴

四 幕末開國ノ際ニ於ケル日米國際

五 日米協定關係ノ沿革ヲ略述スヘシ

以上五題ノ中ヨリ任意ニ二題ヲ択ヒテ解答スヘシ

貨幣論 (杉講師出題)

一 物価指数ノ算出上注意スベキ要件ヲ挙ケヨ

二 跛行本位制トハ何ソ其利害得失如何

三 交通政策 (堀講師出題)

一 無償主義ヲ論述スヘシ

二 價値等級制度ト車量制度トヲ比較論評スベシ

農業政策 (柳田講師出題)

一 市場ニ対スル農業者ノ地位ノ製造業者ト異ナル点ヲ挙ケヨ

二 稲作ヲ以テ農業ノ中堅ト為スベキ經濟上ノ理由如何

三 収益遞減ノ法則トハ何ソ

養蚕業ニ就テ之ヲ説明スヘシ

11題ト12題トハ其一ヲ省クコトヲ得  
ヤボンヌ氏貢鑑編 (廿五講義五題)

1. Mention the essential qualities of the material of money  
and explain them.

2. What is coin?

3. Explain the composite legal tender system.

4. What method of regulating a paper currency is the best  
one?

5. What is elastic limit system?

経済地理 (田中講師出題)

一 独逸ノ氣候、地形、土性 (地球) ノ農業適否及農地トハト  
ノ土地開發ノ程度ニ就キ知ル所ヲ略述セシ

二 英吉利ノ航運業ノ大要ヲ述べ之ニヨル對外貿易ノ趨向ヲ論  
スヘシ

三 仏蘭西ノ主ナル工業中心ノ各ニ就キ其工業ノ種類ト原料及  
原動力ノ供給トノ關係ヲ説明スヘシ

以上三問ノ内二問ヲ選ヒ答案ヲ草スヘシ

国際公法

物權法第二部

債權各論

商法総論

商行為

会社法

手形法

右七科目法律科第一年級ノモノニ同シ

経済科第三年級

政治学（稻田講師出題）

一 国民性トハ何ソヤ

二 人口分配ノ得失

三 内閣制ノ概要

四 国会議員ノ性格（選挙人ト委任代理ノ関係アリヤ）

五 投票強制ノ当否

以上五題中ヨリ任意ニ一題ヲ択ヒテ解答スベシ

銀行論（杉講師出題）

一 預金ノ種類ヲ挙ケ其利率ニ差異アル所以ヲ説明スベシ

二 債券発行ハ如何ナル種類ノ銀行ニ必要ナリヤ

殖民政策（稻田講師出題）

一 殖民地法ノ淵源ヲ列挙スベシ

二 商業殖民地ノ要件

三 殖民地ニテ輸出税ヲ課スル理由

四 殖民地労力供給策

五 家産制ノ得失

以上五題ノ中ヨリ任意ニ二題ヲ択ヒテ解答スベシ

社会政策及工業政策（桑田講師出題）

一 本邦工業会社ノ虚偽計算ノ事実ヲ列挙セヨ

二 労働時間ノ制限ニ関スル均一制ト等級制ノ利害如何

三 カナダ工業調停法ヲ説明セヨ

商業政策（堀講師出題）

一 關稅戻稅ノ必要及其實行上必要ナル条件如何  
二 輸入稅ノ最後ノ負担者ハ何人ナリヤ  
英語財政学（中島講師出題）

1. What is public Finance?

2. In what respects it differs from the ordinary economics?

3. What are expenditures of common benefit? And what for special benefit?

4. Classify public revenues.

5. What is fee? What is tax?

國際私法

行政法

保険法

海商法

破産法

財政学

右六科目法律科第三年級ノモノニ同シ

商科第一年級

商業通論附商業史（田崎講師出題）

一 株式会社ノ經濟上ノ特質

二 支配人ノ権限

三 次記ノ項目ヲ説明セヨ

(イ) 市ノ制度  
(ロ) 小売制度ノ趨勢

(ハ) 商業ノ客体タル有価証券ノ種類

(二) 評賞売買

(六) 標本売買

(く) c. i. f.; F. o. b.; Average tote; Leakage.

但シ第三問ハ其中何レカ四項ヲ選択スルモノトス  
工業通論(松浦講師出題)

1 資本金六十万円ニテ二十哩ノ軽便鉄道ヲ有スル会社アリ今

一个年八朱ノ配当ヲナサントス仮リニ毎日ノ経費金一百五十  
円トセハ一日ノ収入金幾何ニテ可ナルヤ

11 以上ノ問題ニ於テ一哩ノ運賃金一錢トセハ幾何ノ旅客ヲ運  
搬スヘキヤ但シ収入ノ二分ノ一ハ貨物ナリ

111 以上ノ問題ニ於テ列車平均一百人ノ乗客アリトセハ何回ノ  
列車ヲ相互停車場ヨリ仕立テ機関車何両ヲ用意スヘキヤ但シ

11十哩ノ運転ニ二時間ヲ要ス

五 百馬力ノ動力ヲ要スル工場アリ今電力ヲ購入ハ一馬力ニ  
付キ一个月金五田ナリ石炭ヲ使用セハ一馬力一時間ニ斤ヲ要ス  
仮リニ一日十時間ノ運転ニテ一万斤ノ代価金四十五田メセハ其  
何レヲ選フベキヤ

民法要論(西川講師出題)

1 不動産ト動産トノ区別ヲ問フ

11 詐欺ニ因ル意思表示ノ効力如何

11 債務者ハ債務ノ不履行ニ因テ如何ナル責ニ任スヘキカ

四 契約トハ何ソヤ

売買及取引所(佐野講師出題)

1 投機取引ノ意義ヲ説明セラ

11 定期取引ヲ説明セラ

11 取引所改善ニ就テノ意見ヲ述べ

商業算術(伊藤講師出題)

1 或品物ニ原価ノ五割増ノ定価ヲ附シ又定価ノ二割引ニテ  
販売シ諸雜費トシテ原価ノ一割ヲ控除シタル純益五拾円ヲ得  
タリト云フ原価幾何ナリヤ

11 中央商店ハ明治商会トノ間ニ交互計算ノ約アリテ其貸借勘  
定左ノ如シ今大正二年六月三十日ニ決算ヲ為スモノトシテ決  
算書ヲ作成スベシ

借 方	明治商会	利率日歩一錢	貸方
一 年 1 / 1	前期繰越	¥ 155	二 年 1 / 15 手形三十日後払
2 / 15	商品 1ヶ月掛	„ 315	現金 „ 300
4 / 8	„ 1ヶ月掛	„ 450	„ 450
5 / 20	„ 2 „	„ 275	手形一覽払 „ 200
6 / 15	„ 1 „	„ 90	現金 „ 90

英文和訳(丘山講師出題)

1. About seven o'clock we woke up experiencing the exact

sensations we would attribute to a beefsteak on a gridiron.

We were literary baked through and through. The burning

sun seemed to be sucking our very blood out of use.

2. The first and closest trial question to any living creature is,

"what do you like?". Tell me what to you like, and I will tell

you what you are. Go out into the street, and ask the first  
man or woman that you meet, what their "taste" is, and if

they answer candidly, you know them, body and soul.

和文英訳 (同上)

サテ戰力済ミマシテカラ義經ハ急イテ此事ヲ鎌倉へ知ラセマスト  
頼朝ハ使者ノ顔ヲ見ルヨリ早ク「如何チヤ、佐々木ト梶原ハ  
無事ニ居ルカ」ト問ヒカケマシタ

経済学

統計学

商品学

簿記

右四科田経済科第一年級ノモノリ回々

商科第一年級

経済各論 (関講師出題)

一 特許制度ノ必要ヲ論スくシ

1) 工場法制定ニ關スル反対論ヲ批評スくシ

1) 桐生足利地方ノ織物業組織ヲ述フくシ

鉄道 (同上)

1 鉄道間ノ競争ヲ論スくシ

同 (大久保講師出題)

1 列車保安上ニ於ケル票券式ヲ簡単ニ説明セシ  
1 乗車券ノ通用期限ヲ詳説セシ

商業地理 (奈佐講師出題)

1 台湾ノ産業ニ就キテ述べ

1 支那南北両地方ノ状況ヲ比較スくシ

1 蘭領印度ハ日本人ノ発展地トシテ価値アルヤ

四 北米合衆国ノ東部、中部及西部ニ於ケル産業状況ヲ比較ス  
<ハ

五 日本ト濠太刺利トノ産業関係ニ就キテ述べ

六 英国ノ外国貿易ノ隆盛ナルハ如何ナル原因ニ依ルヤ

七 南米ニ對スル日本移民及商業関係ニ就キテ述べ

右ノ中四問ヲ択ヒ答フクシ

英語実習 (石川講師出題)

1. Explain the following quotations:

a. A letter of hypothecation is a printed form filled in with particulars of the drafts drawn, and of the goods against which they are drawn, and authorizes the bank to sell the goods if the drawee fails to "accept" when the drafts are presented or does not pay at maturity.

b. Just as a firm, when exporting goods, may either take

out a separate policy for each shipment, or may declare such shipments against an "open policy," so a firm abroad, when shipping produce for account of a home firm, may insure each shipment separately or may leave the home firm to declare the risk under an open policy which the latter has taken out.

2. What is a proforma invoice, and for what purpose is it made use of?

和文英訳 (同上)

中央火災保険株式会社ハ埼玉県加須町中山五郎ニ中央火災株式

会社ノ代理店ヲ委託シ契約スルコト左ノ如シ

一 加須代理店（以下単ニ代理店ト称ス）ハ中央火災保険株式会社（以下単ニ会社ト称ス）ニ代リ保険ノ申込ヲ受ケ且保険料ヲ領收シ会社ノ指揮ヲ待テ損害填補金ノ支払ヲ為スモノトス

ス

二 代理店ハ会社ノ指揮ヲ俟タスシテ損害填補額ヲ決スルコトヲ得ス

三 代理店ハ保険期間満了後ニ至リ本契約ヲ継続セントスルトキハ満期前予メ会社ニ其通知ヲ為シ本契約更新ノ手続ヲ為サルヘカラス

四

代理店ハ加須町三百九番地ニ於テ保険事務ヲ扱フモノトス若シ其事務所ヲ移転セントスル場合ニハ予メ会社ニ通知シ之力承諾ヲ受クヘシ

簿記（鹿野講師出題）

一 銀行簿記ニ於ケル資産負債損益ニ属スル勘定科目各七箇以上ヲ列挙スヘシ

二 銀行簿記決算ノ方法ヲ述ヘヨ

三 日記帳ノ様式ヲ作り甲銀行ニ於テ大正二年六月二十五日左ノ取引アリタリト仮定シテ記入セヨ

佐々木一郎ノ依頼ニ応シ左ノ約束手形ヲ割引キ手形金ヲ現金ニテ支払フ割引歩合日歩一錢八厘割引番号第壹号担保品四歩利公債証書券面參百円振出人山名宗吉振出月日六月十五日期

日七月十五日番号第五号手形面金額貳百円

木村金蔵ノ依頼ニ応シ乙地へ荷為替ヲ取組ム取引番号乙第弐

号貨物東洋丸積肥料価格四百円保険金額同額手形日附六月二十日期日同月三十日手形面金額參百円番号第壹号荷受人金

丸利助右割引料日歩壹錢八厘手数料四錢ノ割ニテ引去リ手形金ノ内四千參百円ヲ以テ同人宛手形第弐号ト為シ残高ヲ現金ニテ支払フ

二  
三  
四

商法總論

商行為

会社法

貨幣論

ゼボンヌ氏貨幣論

右五科目經濟科第二年級ノモノニ同シ

商科第三年級

計理学（鹿野講師出題）

一 売買勘定ヲ略説セヨ

二 償却資金勘定ヲ説明セヨ

三 貸借対照表作成ノ方法ノ種類ヲ挙ケ且其方法ヲ説明セヨ

財政学（中島講師出題）

一 直接税間接税ヲ区別スル標準如何  
二 改良税ノ性質及適用ノ範囲如何

三 租税ト手数料トノ間ニハ果シテ性質上ノ区別ヲ為シ得ルヤ否ヤ

四 日用必需品専売ノ利害如何

商工經營（上田講師出題）

一 工業大經營ノ利益ヲ述ヘヨ

一一 近世ノ商業ニ於ケル問屋ノ地位如何

二 担保附社債信託ノ意義ヲ問フ

生命保險 (伊藤講師出題)

一 生命保險ノ種類ハ如何ニ之ヲ分ツヤ

二 死亡保險ニ對スル平準年払保險料ノ性質ヲ述べ之ニ對スル

責任準備金算出ノ方法ヲ説明スベシ

海運 (堀講師出題)

一 「ロイヤル・レジスター」ノ事業ト其必要如何

二 航海業ノ大規模經營ハ如何ナル利益アリヤ

海上保險 (石川講師出題)

一 甲商店ハ發火ノ恐アル商品ヲ安全ナル商品ト詐称シテ香港

アリ長崎迄ニ所有ノ汽船ニ託シ送付シタルニ途中其商品ヲ失火シ船長ハ共同ノ危險ヲ免ルル為メ海水ヲ注加シ消防ニ貳力シタル為メ沈没ヲ免レタルモ左記ノ如キ損害ヲ生スルニ至リ此場合各被害者ハ何人ニ付キ其損害ノ一部又ハ全部ノ填補ヲ受クルヲ得くヤ

英語実務 (石川講師出題)

一 客商客幫ト会館公所ノ關係  
二 支那商業結社組織ノ大要  
三 支那居留地ノ制度

ケくハ

日本經濟事情 (上田講師出題)

一 日本ニ於ケル米ノ需給關係如何  
二 生糸資金金融通ノ現状如何  
三 外債ノ金融ニ及ホス影響如何

支那商業事情 (根岸講師出題)

一 客商客幫ト会館公所ノ關係  
二 支那商業結社組織ノ大要  
三 支那居留地ノ制度

一一 Series & Lots ハ意義ヲ説明シ此慣習カ与フル実益ヲ説

英語実務 (石川講師出題)

You are going to export to London 70 tons Akita Copper Ingots in execution of the order of Messrs. Marrock & co. of that city. The price agreed upon on fob Yokohama basis is ¥1500 per ton. On behalf Marrock & co., you are to ship the goods on board of a steamer "Cape of Good Hope" belonging to the Tokyo Steamship Company, freight from Yokohama to London being ¥20 per ton. You also effect Marine Insurance f. p. a. on ¥12000 @  $\frac{1}{4}$  %. Pursuant to the contract, you draw on them for the full invoice amount through the Yokohama Specific Bank @ 90 d/s.

Mention the principal documents required in the transaction and Write out.

1. Your shipping invoice.

船体 (T. L. O. 保険付) ノ一部	¥500
焼失セルモノ	
甲ノ荷物 (w. a. 保険付) "	" 1000
丁ノ荷物 (f. p. a. " ) "	" 300
火災ト注水ノ	" 100
丙ノ荷物 (f. p. a. " ) "	" 200
為メ生シタル	d/s.
(アマ) 己ノ荷物 (f. L. O. 保険付) ノ全部	" 400
損害	" 600
注水ノ為メノ	" 100
辛ノ荷物 (T. L. O. " )	

損害

100

2. Advice of shipment to your London friends.

挿文解説（北三編第三回）

like how befallen Napoleon (so writers said) when the winter changed the time of its appearance.

1. You can not make any sort of government by beat of drum.

The proclamation of a Government implies the considerate acceptance of a code of laws, and the appointment of means for their execution, neither of which things can be done in an instant.

2. You may overthrow a goverment, and announce yourselves lawless, in the twinkling of an eye, as you can blow up a ship, or upset and sink one. But you can no more creat a government with a word, than an iron-clad.

和文英訳（回上）

彼ハテキヤキシテ事務家ノ面田カ眉守ノ間ニ活動シテ貽ル壬午ノ交際家ナルハ撫出モ立派タハ世間モク分シテ居ル幹事ヘシナハ理想的タラウ

英文和訳（岡田講義丑題）

左ノ一題壬午ノカ一ト押シテ詰ベクハ

1. The thought was get in his mind, when first one and then another, with every variety of pace and voice—one deep as the bell from a cathedral tower, another ringing on its treble notes the prelude of a waltz—the clocks began to strike the hour of three in the afternoon.
2. What is nature, as the defeated tyrant overthrew the chessboard, should break the mold of their succession? The

和文英訳（回上）

1 明治二十二年以来カナダ貿易ニ從事シテ近來顯著ナル發展ヲシタ某商會ノ支那人ハ密輸入ノ嫌疑ヲ警察署へ拘引サレタカ証拠不充分テ放免サレタソウタ

1 財界不振ノ責ハ一二大藏及農商務ノ当局者ニ在ルト主張シテ居タ企業家ハ近日衆議院ニ政府不信任案カ提出サルルコムトナシタ聞イテ轟ノテ貶ル

手形法

右經濟科第二年級ノモノニ回シ

海商法

右經濟科第二年級ノモノニ回シ